第六条第七項	一　次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	イ　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
		ロ　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	330＋30×（学級数－1）
三学級以上	400＋80×（学級数－3）

第七条第六項	一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	330＋30×（学級数－1）
三学級以上	400＋80×（学級数－3）

	一　乳児室　一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	
	二　ほふく室　三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	
	三　保育室又は遊戯室　一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	

2　施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
第六条第六項	一　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	一　満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	320＋100×（学級数－2）

第六条第七項	一　次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	イ　次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
		ロ　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	330＋30×（学級数－1）
三学級以上	400＋80×（学級数－3）

	一　三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	

3　施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一　園児が安全に移動できる場所であること。

二　園児が安全に利用できる場所であること。

三　園児が日常的に利用できる場所であること。

四　教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

省令

○文部科学省令第二十一号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条第一項及び第二項並びに学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第四条第一項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項第一号中「、体重及び座高」を「及び体重」に改め、同項第三号中「脊柱（せきちゅう）」を「脊柱」に改め、「有無」の下に「並びに四肢の状態」を加え、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第二号及び第三号中「及び第七条第六項」を「、第七条第六項及び第十一条」に改め、同条第四項中「、小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年においては第十一号に掲げるものを」及び「第一号、」を削り、「、第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改め、「（第一号にあつては、座高に限る。）」を削る。

第七条第二項中「たび、靴下」を「靴下」に、「両上肢（し）」を「両上肢」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

第七条第六項中「この条」の下に「及び第十一条」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「、寄生虫卵の有無の検査」を削り、同項を第八項とする。